近世における奄美遠島

―「公儀流人」と「鴫之口騒動」の史料検討から―

A Study of Exile to the early modern Amami Islands

An analysis of two historical books: Exiles of the Tokugawa Shogunate

and Shiginokuchi Disturbance of the Sadowara Domain

箕輪 優

⟨abstract⟩

The Amami Islands, originally a territory of the Kingdom of RyuKyu, were invaded and colonized by the Satsuma feudal domain in 1609. Although some ten thousand convicted felons were sent to these islands from mainland Japan in the period of the Edo Era, the realities of the exiles have been hidden behind the thick curtain of secrecy. It appears that many historical documents were set on fire by Satsuma during the chaotic period after the Meiji Restoration. The present paper deals with the actual situation in exile to The Amami Islands over the course of 200 years through research on two historical documents.

目 次

はじめに

おわりに 佐土原藩における「鴫之口騒動」に関する検討 『大島要文集』 所収「公儀流人」に関する検討

文献資料

註

はじめに

近づこうとするものである。 流史料一件、計二件の史料について検討しその実像に 藩政関係史料のうち、 本稿は、 及び薩摩藩の支藩であった日向佐土原藩からの配《関係史料のうち、公儀(幕府)からの配流史料一 近世期奄美諸島への遠島に関して、 薩摩藩

だに確認されていない。 どのように、 同じ流人の島々であった佐渡・伊豆諸島・隠岐諸島な 近世期奄美諸島は流人の島々でもあった。 流刑についてのまとまった史料等はいま 確かに点としての著作等はあ しかし、

学が編纂したものである。本田家は代々薩摩藩の記録

して、 児島は黙して語らず、ならば可能な限りの史料を渉猟 のエポックともいえる奄美諸島への遠島時代が、 られるのではないか。 ないために、奄美の流人に関する史料が少ないと考え の闇の中に葬り去られていると感じている。肝心の鹿 る程度存在しているが、 点を面にするべく力を尽くしてみることにし 私は、日本近世史及び琉球史上 それらが面として繋が かって

の説明から行いたい。 について、どのような主旨で取り上げたのかその それでは始めに、検討史料として用いた二件の史料

島要文集』は文化二年(一八〇五)から同四年 されているが後記二件は本文が脱落しており、 ○七)まで奄美大島に大島代官として赴任した本田 記述があるのは前記四件の流人のみである。)この『大 (なお、この文集の目録には六件の公儀流人名が記載 編『大島要文集』(二)の内「公儀流人」についてである。 まず、一件目の史料、 第三卷』(南方新社、 松下志郎編『南西諸島 二〇〇九年) 所収本田親学 実際に 史料

時の奄美諸島 にあって、この史料は断片的な記述ではあるにせよ当 もほとんどが武士階級のものであるが、そのような中 現今、奄美遠島に関する史料は極めて少なく、 ていずれも庶民階級と思われる者たちばかりである。 ところでこの公儀流人たちの身分は、記述内容からし 薩摩藩の基本史料ともなる著作を数多く残している。 知るよすがともなっている『大島私考』(゚゚)や、その他 歴等を編纂したのであろう。 への遠島に関する諸相をうかがわせて貴 他にも当時の奄美大島を あって

之口騒動である。この鴫之口騒動については と考えられるのが、 れらの騒動のうち現在でも比較的史料に恵まれている についてである。 人を発生させた数々のお家騒動が発生しているが、こ 次に、二件目の史料、 近世6』(宮崎県、一九九七年) 近世6』をはじめ数々の刊行本等でも知 近世期薩摩藩においては多くの遠島 今回検討対象として取り上げた鴫 宮崎県編『宮崎県史 所収 「鴫之口騒動」 『宮崎県 史料

ń

るが、

今回の検討に際して、

この

『宮崎県

なり、

大久保利通や木戸孝義らとともに維新三傑とい

重である

史 ある若山甲蔵編 史料 一九三四年) 近世6』を基礎としながらも、 『日向文獻史料』(日向文獻史料発行 所収「鴫之口混雑御取扱壹巻」(三)を 定料

突き合わせて検討を行うこととした。

奉行の家格でもあり、

早速奄美に関する統治法令や地

れぞれの配流状況が伺い知れるところから、この二種 は庶民階級の、「鴫之口騒動」からは武士階級の、 史料を取り上げた。 奄美遠島に関する検討について、「公儀流 人 か そ b

0

の間、 安政六年(一八五九)から元治元年(一八六四) ルともいわれる『南島雑話』を著した名越左源 件(四)で奄美大島小宿村に流され、南島研究のバイブ 配下においた薩摩藩は、 赦免後薩長同盟から討幕を主導、 の遠島の実態は、 遠島先としても奄美の島々を利用している。しかしそ 植民地支配を行った。さらに、後年に至り国事犯等の 諸島を割譲させ、 慶長十四年(一六〇九) 奄美大島・徳之島 嘉永三年(一八五〇)に嘉永朋党事 自藩直轄地 琉球王国 ・沖永良部島三島に流され 四月、 (蔵入地)としたうえで 明治維新の立役者と の 琉球王国を征服. 版図であった奄美)まで じ支

田塾を没するまで主催した内田次右衛門(ゼ)(二二七を受け、喜界島小野津村に流されて、その地で私塾内藩支藩である佐土原藩で起きた鴫之口騒動で遠島処分に喜界島史年代表を置き、文政八年(一八二五)薩摩この本は戦前に刊行された喜界島の通史である。初め

な著書は多くの人に愛読され。喜界島に流された流人で著書は多くの人に愛読され。喜界島に流された流人学党事件を記した漢文体の『島津国史』^(九)の註釈も学党事件を記した漢文体の『島津国史』^(九)の註釈も真。や、寛延三年(一七五○)薩摩藩長崎附人海老原頁)や、寛延三年(一七五○)薩摩藩長崎附人海老原頁)や、寛延三年(一七五○)

島・ いて、 頁~四一八頁)として、 る。 中で「西郷隆盛の流謫とその影響」(第五篇一八 俗・文化を研究する場合欠かせない本であるが、 四九)である。この『大奄美史』は、 ある昇曙夢(一〇)が書いた『大奄美史』(原書房、 第二に、加計呂麻島出身で、奄美を代表する作家でのことを知るには必読の書である。 ○○頁~ また、「遠島人と文化開発」(第五篇一九 沖永良部島配流中の一部始終について書いてい 「南島雑話」 彼らの相関関係及び配流先などを丁寧に書き、 四一二頁)と題して、西郷の奄美大島・ を著した名越左源太についても言及 薩摩藩の国事犯ら十 奄美の歴史・民 四二二 その 几

している。

研究所、 0 日本文化研究所叢書21・徳之島採集手帳 之島流人木藤七左衛門貞長の墓」という記事や、 八号』(徳之島郷土研究会、 な書である。 いる (五 二四頁 聞き取り資料―』(鹿児島短期大学付属南日本文化 その著書 氏の反皇国史観で書かれた西郷隆盛論が語られて 一九九六年)に「永田佐一郎の墓」という記 『道の島史論』(奄美文化財 〜四五頁)。その意味でもユニーク 前田は 一九八〇年) 『徳之島郷土研究会報 到 —徳之島民俗 の中に、 九九三 第

事も載せている。

き始めた次第である。奄美への遠島は、公儀・薩摩藩 研究書である。 容が充実している。その意味でも第一級の奄美遠島人 どすべて網羅しているといっても過言ではないほど内 遠島人に関する文献で現在判明しているものはほとん の統計数字をのせ、そして、 人ついて、まずその概数や諸島民中に占める割合など ある。この本は、 とシマの民俗』 第四に、 冒頭に紹介した、先田光演著 私もこの本に触発され 所収「奄美諸島の遠島人について」で 近世期中に奄美諸島に流された遠島 おそらくこの本は、 てこの論文を書 『奄美の歴史

情が読み取れる。

ざしには、同じ琉球文化圏出身者であるが故の親愛の間における流人と琉球からの流人に対する著者のまな

の島の人口の構成」(第五章第五節二四四頁~二六八多くの遠島人について書き記しているが、まず、「道(喜界町、二〇〇〇年)を紹介したい。氏はこの中で(喜界町、高くのののの人口の構成という。
東野町誌編纂委員である、喜界町誌編纂委員会編『喜界町誌』第五に、奄美市名瀬在住の弓削政己(二次)が主たる

釈を行っている(二〇四頁~二一一頁)。文中、

『琉球王国評定所文書』(̄五)を用いて丁寧に註

ても、

実学党事件・文化朋党事件(^{1七)}・鴫之口騒動・嘉永いて発生経過も含めて詳しく書いていることである。 さらに特筆すべき内容としては、「幕末の政である。さらに特筆すべき内容としては、「幕末の政頁)として、島毎の遠島人数を詳細に記していること頁)として、島毎の遠島人数を詳細に記していること

朋党事件は、それぞれ遠島を含めて多数の処分者を発

の流人」は、著者の歴史研究に対する緻密さと忍耐力、の流人」は、著者の歴史研究に対する緻密さと忍耐力、譜』を通読して書かれたものであるだけに多大な労作子島から道の島への流人一覧」は、長大な『種子島家詳しく触れている。取分け嘉永朋党事件で喜界島に流された大久保次右衛門(「八)の赦免時の状況に就いては記述されている。取分け嘉永朋党事件で喜界島に流さ生させたが、それぞれの事件の顛末について具体的に生させたが、それぞれの事件の顛末について具体的に

たちが著した郷土誌の存在である。奄美諸島内のほとが刊行した市町村誌や、各集落の歴史愛好家、篤実家が刊行した市町村誌や、各集落の歴史愛好家、篤実家が刊行した。最後に忘れてならないのは、諸島内自治体

そして何よりも史料に基づき事実を見つめるという謙

虚な態度が強く感じられる内容となっている。

なっているのである。 なっているのである。 なっているのである。 なっているのである。 なっているのである。 ないているのである。 ないでその市町村に関係した遠島人等の状況を記述している。 さい、例えば奄美大島の『西古見集落誌』(一九)やる。 また、例えば奄美大島の『西古見集落誌』(一九)やる。 さい、その集落に関係 といる。このように市町 でその市町村は、それぞれ市町村誌を刊行し、その中 なっているのである。

に多少なりとも迫ってみたい。について基礎的な検討を行い、奄美遠島に関する実像体誌、郷土史等を基本として、以下に掲げる史料二編本稿では、ここまで紹介した郷土史家の著作や自治

一 『大島要文集』所収「公儀流人」に関する検討

を示す。 まず、『大島要文集』の内「公儀流人」記載の四件

本文惣兵衛事、享保十一年四月廿日致病死候ニー公儀流人 惣兵衛 惣兵衛 セ料ー 生国上総忘八津村ノ者妻子田地同所ニテ

付、畧之也門代ニ被記置候、公儀流人帳ニ委細記付有之候ニ門代ニ被記置候、公儀流人帳ニ委細記付有之候ニ名瀬本與人(二二)預ニ申渡有之由、海江田諸右衛付、右御預リ流人、寛文十戌年當島江被遣候ニ付、

将監殿江直ニ其首尾申上候事

今井六右衛門代

里に置いたまま当島(筐食大鳥)これxin、名類類が同いては、寛文十年(一六七〇)に妻子や田地を郷享保十一年(一七二六)四月二十日病死した。惣兵衛人帳の文面ヵ)に記載がある公儀預り流人惣兵衛は、要文集』の目録では志八津村)出身で、本文(公儀流要文集』の目録では志八津村)出身で、本文(公儀流

要旨

大島代官今井六右衛門の代(享保一〇年春~享保一二大島代官今井六右衛門の代(享保一〇年春~享保一二大島代官今に流され、名瀬間切と、大島代官海江田諸右衛門の代(元た経過については、大島代官海江田諸右衛門の代(元た経過については、大島代官海江田諸右衛門の代(元た経過については省略する。なお、この死亡事実は、の内容については省略する。なお、この死亡事実は、の内容については省略する。なお、この死亡事実は、といいでは、寛文十年(一六七〇)に妻子や田地を郷については、寛文十年(一六七〇)に妻子や田地を郷については、寛文十年(一六七〇)に妻子や田地を郷については、寛文十年(一六七〇)に妻子や田地を郷については、寛文十年(一六七〇)に妻子や田地を郷

当ヵ。)へ直ちにその一部始終を報告した。の二代にわたり城代加判及び家老を務めた島津将

年春)

に将監殿

(薩摩藩主島津吉貴及び島

津継豊時

一公義流人 六郎兵衛史料二 生国武蔵江戸日本橋四丁目ノ者

門代ニ、喜界島江次渡候由、差図小書有之ナリ代官副立被仰渡候ニ付、御證文相添、猪俣休右衛島小野津與人預リ申渡有之由、海江田諸右衛門被島小野津與人預リ申渡有之由、海江田諸右衛門被

立 まで暫定期間として大島代官の附役六名のうち二名が 元禄六年(一六九三)に喜界島代官が大島代官より副 成した「公儀流人帳」に記し付けてある。なお、 渡した。その旨を海江田諸右衛門が大島代官時代に作 身柄を小野津村に居住する志戸桶間切与人に預り申 寛文十年(一六七〇)当島 生国江 (元禄六年分離独立。 戸日本橋四丁目の公儀預り流 なお、 (喜界島) へ流され、 元禄四年から元禄六年 人六郎兵衛 その ば

喜界島代官へ引継ぐようにとした「指示書」がある。官猪俣休右衛門の代(元禄四年春~元禄六年春)に、郎兵衛の件については、「流人証文」を添えて大島代喜界島の支配事務を担当した。)することになり、六

其旨を大島代官酒勺次郎左衛門の代

(享保

九

史料三 生国信濃飯田ノ者

虎 蔵(三三)

ヲ以申出候ニ付、其段大和江申上候由、龍郷方横目喜佐渡・右同与人麿佐美ヨリ出物本行虎蔵事、享保十九年寅四月廿五日致病死候

酒勺次郎左衛門代

記付有之候ニ付略之、但笠利本與人預リト有之海江田諸右衛門代々被記置候、公儀流人帳別冊ニ右御預流人寛文十戌年、當島江被遣候由、委細ハ

女ピ日)

也、

名瀬

:間(三三)切芦花部村江居住

市

の類カ、不詳)を以って大島代官所に申し出があり、龍郷方横目喜佐渡・右同与人麿佐美より出物(報告書行いた。その事を名瀬間切(一七三四)四月二五日病死した。その事を名瀬間切生国信濃飯田出身の公儀流人虎蔵は、享保十九年

見得候也

芦花部村へ居住していたものである。

たりませた。

なりませた。

方与人預りとなっているが、実際は

ないない。 0 記し付けてあるので今回はこれを省略する。 江田諸右衛門の代から続く、「公儀流人帳」 されて来たものであるが、委細については大島代官海 十年(一六七〇)に江戸表より当島(奄美大島) しているヵ。不詳。)へ報告している。右虎蔵は 元文二年春)に大和 公儀流人帳」の 「別冊」には虎蔵が笠利間切笠利 (人名カ、それとも薩摩本 実際は名瀬間切龍郷 なお、 の別冊 土を指 1)寛文 方

史料四 生国遠州濵松之者

本行勘三郎事、未ノ四月廿四日致病死候 小倉公義流人 勘 三 郎

之候ニ付畧之、但宇宿元與人預リト右帳面ニ海江田諸右衛門代ニ被記置候公儀流人帳ニ記右預リ流人、寛文十戌年當島へ被遺候由委細説お衛門印

有

記載があるので今回はこれを省略する。 官海江田諸右衛門の代に作成された「公儀流人帳」に 美大島) 勘三郎は寛文十年(一六七〇)に江戸表より当島 禄十六未年・一七〇三年)の四月二十四日に病死した。 郎右衛門の代(元禄一六年春~宝永二年春)、未年(元 |国遠州濵松の公儀流人勘三郎は、 へ流されてきたものであるが、 大島代官小倉市 但し 委細は大島代 「公儀流 奄

新たな知見や疑問点について記述する。 以上である。それでは、この史料検討から得られた 新たに見えてきたことについてである。

諸島統治 に琉球から割譲され、 時期に公儀流人が流されて来ていたという事実であ 奄美諸島は薩摩藩によって慶長十四年(一六〇九) 早くもその四七年後には「公儀流人」が全国から 奄美諸島に寛文十年(一六七〇)という早い 0 ための法令 元和九年(一六二三)には奄美 「大島置目條 々」が布達される 驚く

> 公儀流人の遠島が初見であるが、藩内の 美諸 諸島 Ŕ 配流されていたということがこれで分かる。 その著書 『島の遠島人の記録では一六七○年、 の遠島人について」の「十四、まとめ」で、「奄 『奄美の歴史とシマの民俗』 記録は 幕府が送った 所収 先田 一六八 奄美 光

定書百箇条」(三四)が編纂され、 ○年に種子島の遠島人が初めてであった」と書いて 八代将軍吉宗治下の寛保二年(一七四二)に その最終条に「御 仕

る。

國天草郡江遣す」とあるが、これ以前は公儀流罪人が 坂西国中国より流罪之分ハ薩摩五嶋之嶋々隠岐國壱岐 嶋三宅嶋新嶋神津嶋御蔵嶋利嶋右七嶋之内江遣す京大 仕形之事」として、「江戸より流罪のものハ大嶋八

という語句がみえ、 の各代官所には公儀からの流 ということである。この史料の四事例とも「預り流人」 奄美諸島にも流されて来ていたことがこれで分か 次に、「公儀流人預り」という制度が存在してい が存在していたことが分かる。 薩摩藩 の流 人を預かる 刑 地とされた奄美諸島 流 人預り た

確認されるということである。 そして、 「公儀流 人帳」 及び この史料には大島代官 流 人 証 文 0 存在

る。 る。 る。 ののでは、大島代官管轄から分かれて喜界島代のでが分離独立する際(元禄六年)に、「御證文相添にが分離独立する際(元禄六年)に、「御證文相添れており、また、大島代官管轄から分かれて喜界島代のおが代々代官所に引き継がれていったことが記述され、海江田諸右衛門のときに「公儀流人帳」が作成され、海江田諸右衛門のときに「公儀流人帳」が作成され、海江田諸右衛門のときに「公儀流人帳」が作成され、海江田諸右衛門のときに「公儀流人帳」が作成され、

視のもと「流人明細帳」などを作成して村ごとに流人請制度」が存在していたが、奄美においても代官所監も、着島した流人を仕分し、村ごとに管理させる「村があることから、与人を代表する村組織に流人を預けがあることから、与人を代表する村組織に流人を預けがあることが考えられる。本土の各流刑地においていたことが考えられる。本土の各流刑地においてさらには、流人の「村請制度」(三五)が確認できるこさらには、流人の「村請制度」(三五)が確認できるこさらには、流人の「村請制度」(三五)が確認できるこ

外的には奄美諸島を引き続き琉球王国の一部として偽島を事実上直轄地としながらも、対明工作(三六)上対討すべき課題についてである。まず、薩摩藩は奄美諸次に、新たに湧いてきた諸疑問と今後も引き続き検

の管理を行っていたものと考えられる

はこの史料からだけでは具体的に判明しない。 はこの史料からだけでは具体的に判明しない。 はこの史料からだけでは具体的に判明しない。 はこの史料からだけでは具体的に判明しない。 はこの史料からだけでは具体的に判明しない。 はこの史料からだけでは具体的に判明しない。 はこの史料からだけでは具体的に判明しない。 はこの史料からだけでは具体的に判明しない。

に採録することを省略しておりこれらの事実は一切不を犯したのか。本田親孚がそのことを『大島要文集』なリスクをも顧みず何故それを実行したのか。また、なリスクをも顧みず何故それを実行したのか。また、くの困難が伴うことは明白であるが、幕府はそのようさらに、幕府中枢から遥か遠方の奄美への流刑は多

は何故、二世紀近くにわたる薩摩藩内からの流人に関「流人証文」の存在したことが確認できるが、それでそして、この史料から奄美各島に「公儀流人帳」や

明である。

伝わ する 題である ってい 流 人 な 明 いの 細 帳 かという疑問も生じ、 0) 如き史料が、 現在 今後の検討 奄 美では 課 切

二 佐土原藩における「鴫之口騒動」に関する

史 討を行う。 くことにする 六年)を用いてこ 崎県立図書館編 日向佐土原藩で発生した「鴫之口騒動」につい 次に、二件目の検討史料として薩摩藩の支藩である 通史編 まず、この騒動について宮崎県編 近世下』(宮崎県、二〇〇〇年)、 『砂土原藩騒動記』(宮崎県、 の騒動に関する簡単な経過説明を書 及び宮 「宮崎 、ての検 一九九 県

両派の

重だった四十五

人

(主に武道派

の遠島、

坂を指示したが、

学を好む忠持の懇願によりこれを許

家禄召上げなどの処分を見た。また、

宗藩は赤報

の帰

年 (一八二五) 八

八月五

日鹿児島御目付の

裁決により、結局文政八

(薩摩藩)に出役を乞い解決を委ねた。

見役、 する文教派と、 た方であり、 た。隠居して砂土原にあった忠持 対立し、 必要はないと真向からこれに反対する武道派の者達が た赤報の待遇をめぐって、 を見学する行事である。 五歳から四十歳までの家臣が出席し、 事した人物である。二代藩主忠興の時、 `年初春、 州・富田・新田・三財の五外城の各弓場に属する十の 上名だ にゅうた まんばられ 中文字の四口、および都於郡・鳴之口、野久尾、十文字の四口、および都於郡・下初春、弓場事の行事があった。これは、城下の追り 赤報は主君が礼を厚くして教授方をご委託になっ 忠徹は江 両派の対立はやがて不穏なものとなってい 一門格であるから丁重にすべきであると 戸詰) 式典は秘事もあり、 はこの対立を処理しきれず、 鴫之口弓場事の臨席を希望し 同弓場組内に対立が (藩主忠徹実父で後 浪人風情に見せる この弓術的 弓場ば 組を設 生じ 大会 つ

公されて徳川家康の臣庄田安信が城番を務めることに 主島津豊久が、 土 凉 藩は、 義弘の殿を務めて戦死。 慶長五年 (一六〇〇) 関ヶ原 砂土原城は収 合戦で

津貴久の弟島津以久は将軍家康に謁見し、日向国児湯 慶長八年(一六〇三)十月十八日、伏見城に於いて島

なった。その後義久、家久父子の懸命の周旋によって、

ある。また、豊久の父は義久の弟家久であり、 郡内で三万石を与えられた。 以久は、義久の従兄弟で 以久に

垂水を嫡孫忠仍に譲って砂土原に移った。 とっては又従兄弟に当たる。翌九年、 以久は所領大隅

立となったと考えられる。 り引き連れてきたことが以後佐土原藩の家臣団門閥対 の家臣に加え、以久が松木氏などの新参家臣を垂水よ 事件の背景として、この時、 家久・豊久以来の譜代

れではまず、「鴫之口騒動」 に関して、 『宮崎 県

書状 る、 史 鴫之口騒動につき中 史料編 根井保夫氏所蔵 (文政九年カ 近世6』や『喜界町誌』に掲載されてい 野梅之助・神川彦左衛門宛 戊五月朔日 「中野家旧蔵文書」の内、「三 ・六月三日)」の記事 中野弘

> 遠島を受けし 飯 田 庄兵 衛 面

> > 々

市 来二 郎 五. 郎

立 内田次右 Ш 新 内

衛門

喜界 中 野弘

右同 徳之嶋 岩崎第 中野九八郎 五郎

喜界 大嶋 竹下伊右衛門 Ш 口権之允

永良部 徳之島 池田 前田長右 剛

衛

沖永良部 萩原藤七

沖永良部 加治木内蔵之允

文政七年 中 野 弘併ニ 鴫之口 [騒動 同 九八郎遠流ニ及ビシヨリ ノ為

昭 和

九年迄ニテ百十一年トナル

-141(66) -

昭 和 九年八月中旬装之併 書

根井幹夫 · 」(三八)

収 を掲げる。 次に、一 「鴫之口 「鴫之口騒動」に関して、 混雜御取扱壹卷」(三九一頁~三九二頁) 『日向文獻史料』 所

市来 元知行三拾石騎馬 二郎五郎 勇八郎父隱居

汰候。安政六年未四月五日、 年戌十月廿七日死失。天保十二年丑十二月廿三日、 右文政八年酉八月五日、 一世島居付可被仰付候得共、 薩州之内大島え遠島。 歸參可被仰付筈候得共 死失付、 不被及御沙 同九

死失付、

不被及御沙汰候

沙汰候 月五日 跡御取立、 年亥七月九日死失。天保十二年丑十二月廿三日、 右文政八年酉八月五日、 元知行百石騎馬 歸參可被仰付筈候得共、死失付、 新地貳拾石騎馬被仰付候、安政六年未四 薩州之内大島え遠島。 飯田庄兵衛 不被及御 同十

> 立 斯 Ш 0 新内 中野弘 外遠島等々 山口権之允 中野九 0 シ所刑は次の人々であります。 八郎 竹下伊右衛門 内田次右衛

渋谷吉右衛門 加治木内蔵之允 前田長右衛門 岩崎第五郎 近藤民之允 山田杢兵衛 池田 剛 市 萩原藤七 牧野

清記 同 貞藏 鶴田正平

同

直

干

郎

田

兒玉與市

松山正作

向井五郎右衛門

山内源

郎

長友利平太

同

利兵衛

兒島勘右衛門 権右衛門 前田伊右衛門 押川六之允 飯 間世田古 田 庄兵衛妻 吉右 衛 闁 池 田

藤田郡平 三雲幸内 加治木半 菊池九平太 同 郎 松本佐藤次

金丸富蔵 蓑毛金右衛門 斉藤権太兵衛 岩崎言右衛門 田尻良助 山口孝太郎

押川五右衛門 『の内には配所にありて死んだのもあり、 八重尾喜之助 藤田 佐 郎 歸參を

役は次の通であります。

許されたものもあり、

様々でありますが

その頃

山口幸大夫 吟味横目 山内利右衛門

横目

進達

津主馬殿與力 備鉄砲組 並 持弓 中頭 組 中 頭 押川五右衛門 金丸富蔵 迫田 次郎右衛門 會所稽古 御側御小姓 御歩目付並 田尻良助 八重 御先 島

尾喜之助

時計之間

藤田佐市

筆者後略

下に述べる。 以上である。さらに、この史料を検討した結果を以

安政六年に「歸參可被仰付筈候得共、死失付、 飯田庄兵衛の妻もいたということである。 らには、 動による処分者四七名全員の氏名が判明したこと。 御沙汰候」となっていることである。そして、 り島には向かっていない。 飯田庄兵衛は翌々年の文政十年にそれぞれ死失してお なった市来二郎五郎は処分翌年の文政九年に、 決文が存在したこと。また、奄美大島に遠島処分に であるが、遠島処分を受けた者の判決内容が分かる判 人々であったということである。次に、一部の者だけ 先ず、処分を受けたのはほとんどが「武道派 処分者の中には、遠島処分を受けて死失した 両名とも書類上ではあるが この騒 不被及 同じく の ಕ

おわりに

つ稚拙ではあるが検討結果として以下のようにまとめの史料ではあるが私なりに検討を試みた。ささやかかと「鴫之口騒動」について、それぞれ一編づつ、若干本稿では奄美諸島への遠島にかかわる「公儀流人」

)『大島要文集』所収「公儀流人」から

た。

重であるということである。 人階級と推定されるこの「公儀流人」たちの記事は貴ほとんどであるが、その中にあっていずれも百姓や町年が、奄美に残された流人史料は、武士階級の例が

に関して、幕府対応に非常に神経質になっていたこと別扱いしている。このことから、薩摩藩は「公儀流人」を特に藩庁にそのことを速報しており、「公儀流人」を特の流人の死亡の件で、大島代官今井六右衛門は直ちの制度があったことが確認できるが、惣兵衛という一の制度があったことが確認できるが、惣兵衛という一次に、この史料から、奄美諸島に「公儀流人預り」

が分かる。

また、この史料から「公儀流人帳」及び「流人証文」の存在が確認でき、佐渡や隠岐或いは伊豆諸島などにの存在が確認でき、佐渡や隠岐或いは伊豆諸島などに存在したことが類推できる。なお、参考事項として、た田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』には、天城町た田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』には、天城町た田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』には、天城町た田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』には、天城町た田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』には、天城町た田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』には、天城町をといていたとする旨の記述がある(二二六頁~二二七していたとする旨の記述がある(二二六頁~二二七していたとする旨の記述がある(二二六頁~二二七日でいたとする旨の記述がある(二二六頁~二二七日でいたとする旨の記述がある(二二六頁~二二七日でいたとする目の記述がある(二二六頁~二二七日では、大塚町の中では、大塚町である。

流人也。 酎をしたゝかに呑、 中・下の三通りに分け、 越左源太が書いた『南島雑話』の中には、 は島民たちに大きな負担を強いたものと思われる。 存在が確認できるということである。 そして、この史料からは本土同様流人の「村請制度 原口虎雄・ (三一書房、 ばくへき、 比 嘉春潮編 酒乱、 又は喧嘩する事如此。 九六八年、 「下通之流人同輩之集際、 流人常と知るべし。」宮本 『日本庶民生活史料集成 百十頁)と書かれ しかし、 多く此類、 流人を上 それ 焼

嶋

々之制度も都而変換シ云々、

八年十月三日

鹿児嶋

れて薩摩藩の搾取が強まり(換糖上納制(三九)への移 御免の願いを出しているが、 なっていたと考えられる。 に流刑地がすべて北海道に移されるまでそれは続 新島・三宅島・八丈島においては明治六年(一八七三) 人被害にたまりかねた島民が、度々公儀に対し流刑地 分かっており、色々な方面で島民たちの大きな負担 常に島民数の約一パー 奄美では、近世期、 、るが、 奄美では、 一八世紀以降、 セント前後の流 黒糖の商品価値が高まるに 伊豆諸島の例で言えば、 顧みられることもなく、 断片的にしても 人がいたことが

ニ相成儀不少、尤当今ニ至り憮民之御 居住申付来候得共、 罪之軽重、又は父兄親類之願に依り、 わるが、その際の に等しい。奄美への遠島は明治八年 者が発生した。そのような中における流人の受け である。 自然災害により飢饉が頻発、多くの餓死者や脱島離散 行や黒糖惣専売制(三〇)の実施など)、 いわば奄美の人々は二重の負担をさせら 鹿児島県通達には 右は旧藩政より流来り嶋民之患害 (一八七五) に終 加えて台風等 大嶋其外各嶋江 従来管下人民 趣意ニ基キ、 ń

「三頁)とあり、藩政時代を通じていたことを認めくの遠島人が、島民の生活を圧迫していたことを認めて三頁)とあり、藩政時代を通じて奄美に送られた多縣令 大山綱吉(三)」『奄美の歴史とシマの民俗』(二)

さらに、

特記しておきたいことは、「公儀流

人

几

年間 では、 して、最も短い遠州濵松の勘三郎でさえも三三年間と 事例の内、 る記述から、宝永六年(一七〇九)八月に八丈島に流 銘々伝』 島期間調査は史料的に大変困難なことであるが 興味が湧く事柄でもある。 の惣兵衛は五六年間 いずれも長命であったということである。この事実は 弥左衛門町孫右衛門店吉兵衛方 虎蔵 が最長である。 明和七年(一七七〇)六月に同地にて病死した 葛西重雄・吉田貫三著『増補四訂八丈島流人 (第一書房、 或いは奄美遠島人の特徴的な事なのか非常に の在島期間 三事例は流人本人の死亡記事であり、 六四年は我国流人史における最高 軽率な判断は慎まねばならない 一九九五年、二一二頁)におけ 信濃飯田の虎蔵は六四年間、 日本各地における流 四郎兵衛」の六二 人の在 上総 管見 そ

、間になる得る可能性もある!

(二) 佐土原藩「鴫之口騒動」に関する史料検討から

料、違った角度から見るとまた違った事実や側面が見いまった角度から見るとまた違った事実や側面が見います。これとは違う史料を活用したことによって、奄らも、これとは違う史料を活用したことによって、奄らも、これとは違う史料を活用したことによって、奄らも、これとは違う史料を活用したことによって、奄らも、これとは違う史料を活用したことによって、奄られた藩大目付座による判決文が存在することが確定された藩大目付座による判決文が存在することが確定された藩大目付座による判決文が存在することが確定された。

うに史料等に氏名が残された武士階級の者であって 内・山口権之允、 り文献調査及び現地調査をしたが、 況や藩庁から一 允らについて私の検索能力では不明であった。このよ 前田長右衛門、沖永良部島の池田剛市 分された十一人の配流先や墓石等についても可能な限 く末は言わずもがなである。 さらに、この後 現今、その足跡をたどることはなかなか難しい 顧だにされなかった庶民階級流人の行 徳之島の中野九八郎・岩崎第 「鴫之口騒動」で奄美各島に遠島処 奄美大島の ·加治木内蔵之 立 Ħ. 郎 Ш

えてくることがあって有益であった。

諸島への遠島という日本史上の大きなテーマの欠落を は多い、これらを解明することはとりもなおさず奄美 このように奄美諸島の遠島に関する疑問点

より、

黒糖政策に関することは意図的に採録しなか

うので掲げておきたい。 埋める作業に他ならないと考えている。 のことについては、次の二つの文献が参考になると思 うな史料が一切伝わっていないことを指摘したが、こ 奄美では現在においても「流人明細帳」のよ

部構造の研究」[『東京大学史料編纂所紀要』 第十三号、 捨てられた」という。 公用帳簿類、 けぬと云う所から、藩庁の家老座・大監察局・其の他 令大山綱吉の指揮によって、「明治五年夏、 軍に加担し、のち官軍により斬首処刑された鹿児島県 明治十年(一八七七)の西南の役に際して、 土蔵に詰めてありましたのも、 (山本博文著「島津家文書の内 悉く焼き 旧慣が抜 西郷

ことは間違いない。

ように、

れば、 本史上の大きなテーマの欠落を招いた要因の一つであ る。 安藤保氏による解題)。この解題の主旨は、 鹿児島県、 る「流人明細帳」のような史料が発見されることにな ると言っても過言ではないと思う。今後、奄美におけ 奄美諸島遠島政策にもついても同様であると考えられ ター黎明館編『鹿児島県史料 たことによると考えられる。」(鹿児島県歴史資料セン 以上二つのことが、奄美諸島への遠島という近世 佐渡・隠岐・伊豆諸島等における流人研究史の 奄美の流人史研究についても大きく伸展する 二〇〇五年、 九頁、 元九州大学大学院教授 薩摩藩法令史料集2 薩摩藩 H

その画期に当たる年の史料がすっぽりと抜け落ちてお 特に重視される黒糖の生産、 編纂が中途で打ち切られたことによる欠点と云う 薩摩藩の財政と道之島との関係を見るときに、 収奪一つを取ってみても

氏の著作は奄美の歴史・民俗及び文化を長年研究して に当たっては、故郷の先輩でもある先田光演氏と弓削 政己氏両氏の著作等から多くを引用させて頂 ら何なりとご教示頂ければ幸甚です。 付記 文中、 数 々 の疑問を呈しましたが、 今回の小論作成 皆様 方か

を心から御礼申し上げます。 で、多大なるご配慮とご苦労をお掛け致しましたこと 編集委員会委員の皆様方には、論文の募集から発刊ま 学院文学研究科日本常民文化専攻機関紙『常民文化 後になりましたが、私の学友達でもある、成城大学大 を頂きました。記して御礼を申し上げます。そして最 いて、大変お忙しい中微に入り細に渡り親身なご指導 成城大学文芸学部外池昇教授には、私の拙い文章につ げます。また、私の大学院での指導教官でもあります きた者のみが書き得る深い洞察力と示唆に富んでおり 大変参考となった。ここに謹んで満腔の感謝を申し上

> 文化十二年(一八一五)における奄美の記録類を写したもの の多岐にわたっている。(出典)松下志郎編『南西諸島史料Ⅲ. である。三六項目 (大嶋由来之事・嶋名ノ事附琉球国之事等)

 \equiv

「鴫之口騒動」の刑事記録簿。原典は安政六年(一八五九)未

されているのはその抜粋。後半部分は裁きのため出張してき 現在この原典の所在は不明となっている。なお、ここに所収 四月にお家流で書かれた「鴫之口混雑御取扱壹巻」であるが た宗藩の薩摩藩役人に対して提出された事件記録簿である

回 薩摩藩主島津斉興の跡目争い。嫡子斉 彬 派と側室お由羅の子 久光派とが争った。この事件では、斉彬派が敗れ首謀者の近 が収められている。 (出典)

『日向文獻史料』

崩れ」・「近藤崩れ」などとも言われる。 出す「お家騒動」へと発展した。俗に「お由羅騒動」・「高崎 切腹十三人、遠島一七人など総数約五○人にも上る処分者を 藤隆左衛門、高崎五郎左衛門、 た著名人に「名越左源太」、「大久保次右衛門」、「高崎佐太郎 山田一郎左衛門らが捕縛され この時奄美に流され

学部卒。 部島のユタ』(一九八九年、 昭和一七年(一九四二)沖永良部島国頭生。 『奄美諸島の砂糖政策と討幕資金』(南方新社、二〇一二 現在、えらぶ郷土研究会会長。主な著書に 海風社)、『奄美の歴史とシマの民 鹿児島大学教育 『沖永良

ともあった。なお、 本田 地知季安とは従兄弟にあたる。 本田親学自身も、 地歴等を編纂したもの。 までの間に奄美に布達された薩摩藩法令集や、その他奄美の (孫九郎)親学が、元和九年 (一六二三) 『薩州名勝誌』、『三州名勝図絵』などがある。また 「近思録崩れ」に連座し蟄居を命ぜられたこ 本田親学は 他に編著書として、『大島私考』、『称 (出典) 『薩藩旧記雑録』を著した伊 『喜界町誌 から文化二年

 $\widehat{\underline{\mathcal{H}}}$

(正風)」らがいる。(出典)『喜界町誌

- 年) など。
- (六) 明治三八年(一九○五)喜界島大朝戸生。昭和五九年(一九

島史』、『喜界鳥の民俗』がある。(出典)『喜界町誌』八四)没。郷土史家、日本民俗学会員。著書に『趣味の喜界

- (八) 寛延三年(一七五○)薩摩藩内において発生した政争。藩政に異議を唱える「実学党」のメンバーが処分され、長崎附人に異議を唱える「実学党」のメンバーが処分され、長崎附人
- の第一人者となる。昭和三十三年(一九五八)没。享年八○。ロシア文学者の二葉亭四迷亡き後、日本におけるロシア文学(一○) 加計呂麻島 (瀬戸内町) 芝出身。明治十一年(一八七八)生。

町、二〇〇七)

(出典)

瀬戸内町誌歴史編纂委員会編

『瀬戸内町誌』

(瀬戸内

- 一) 大正十年(一九二一)徳之島徳和瀬生。平成三年(一九九一)
- 鳴島』、『黒糖悲歌の奄美』など。(出典)『道之島史論』、《という使命感を終生持ち続けた。著書に『道之島史論』、『潮没。反皇国史観に基づき奄美の歴史を問い直し、解明してい
- 次郎(時升の幼名)が「嘉永朋党事件(高崎崩れ)」に連座し十年(一八一三)から同三年まで大島代官を務めた新納九郎(一二) 新納時升著『鹿児島県史料 新納久仰雑譜二』所収。文化

『奄美の歴史とシマの民俗』

て徳之島に流された時の苦労(九郎)をまとめたもの。(出典)

- 島県)] 所収。(出典) 『奄美の歴史とシマの民俗』 | 『鹿児島県史料 | 旧記雑録拾遺家わけ四(一九九四年、
- (一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児
- 一巻を発行。現在まで十巻を刊行してきた。全十八巻の発行(一五) 昭和六二年度(一九八七)に沖縄県浦添市教育委員会が第

『奄美の歴史とシマの民俗』(二四六頁

いる。(出典)『奄美の歴史とシマの民俗』予定。琉球王府の行政文書。奄美関係の記録が多数含まれて

下の島嶼群』・「東喜望『笹森儀助の軌跡 辺界からの告発』一章、奄美郷土研究会代表世話人、専門は奄美地域史。主な学卒。奄美郷土研究会代表世話人、専門は奄美地域史。主ない、昭和二十三年(一九四八)沖永良部島知名町生。立命館大

に奄美の近世史論を積極的に展開している。独占販売の緒問題』など。また、奄美諸島内の各『自治体誌』から考える奄美』、『奄美諸島、近代初期の県商社による砂糖

(一七) 近思録崩れ・秩父崩れともいう。文化五年(一八〇八)に

遠島、寺入りなどを命じられた。

遠島、寺入りなどを命じられた。

遠島、寺入りなどを命じられた。

遠島、寺入りなどを命じられた。

遠島、寺入りなどを命じられた。

九九一年

界町誌』 ・ 大久保利通の父。琉球館蔵役の時、「嘉永朋党事件」に連座 ・ 「一八五四)をなる。(出典)『喜 ・ 村に流された。安政元年(一八五四)を見る。(出典)『喜 ・ 村に流された。安政元年(一八五四)を見る。 ・ 一八五四)を見る。 ・ 一のでは、 ・ 一のでは、

(出典) 『奄美の歴史とシマの民俗

九

一九九四年一一月二十日発行。二八二頁。西古見集落

現

行『西古見集落誌』(西古見慰霊碑建立実行委員会、一九九四変貴重である。(出典) 西古見慰霊碑建立実行委員会編纂・発新左衛門親子のことがその子孫らによって述べられており大その中で、幕末期に西古見集落に流されてきた薩摩藩士平瀬民兇・言語・戦没者等多岐にわたる事柄が記述されている。鹿児島県大島郡瀬戸内町西古見・奄美大島)の歴史・文化・鹿児島県大島郡瀬戸内町西古見・奄美大島)の歴史・文化・

志戸桶誌編纂委員会編『志戸桶誌』(志戸桶誌編纂委員会、一者。島に骨を埋めた者たちのことなどが書かれている。(出典)者。島に骨を埋めた者たちのことなどが書かれている。(出典)で開展に流され赦免になって帰鹿した者。そのまま居付いた。事に『を埋めた流人達』として一項目があり、薩摩藩士で郡喜界町志戸桶・喜界島)の万象が書かれている。特に「志郡喜界町志戸桶・喜界島)の万象が書かれている。特に「志

(二〇) 一九九一年二月二十日発行。志戸桶集落(現鹿児島県大島

年

ずつ居住した。与人の下に庶務を司る目差、倉庫を管理し勘 と共に黍横目、 横目職に対応して、集落には竹目見廻(見舞)、川見廻、土手 などが置かれ、抜荷取締の役所として津口番所も設置された。 る居番がいた。また、各方には田地横目、 定方に携わる筆者がいた。さらに掟、の下に功才、用使をす 与人役所と間切横目役所があり、そこに与人、横目が各一人 人の下には目指、 からは取締のために横目職二名が配置された。それが座横目 任期は二年)には代官、附役のほかに、延享二年(一七四五 (財政)と表横目(治安警察)で、任期は二年で交代時期は代 役職が編成された。 附役と同時期にならないように配慮された。島役人の与 小早舟見廻などがいた。これが島役人の基本体系であ 竹目横目などが任命・整備された。各方には 筆者の外に、元禄期以降は黒糖生産の発展 藩から派遣される附役人 竹目横目、 (詰役とも、 黍横日

> 行政区画された。ちなみに、北から笠利間切(笠利方・赤木 名方)、名瀬間切(名瀬方・龍郷方)、古見間切(瀬名方・古 見方)住用間切(住用方・須垂方「但し須垂方は享保年間に 見方)住用間切(住用方・須垂方「但し須垂方は享保年間に 住用方と合併」)、焼内間切(大和浜方・宇検方)、東間切(東 住用方と合併」)、焼内間切(大和浜方・宇検方)、東間切(東 方・渡連方)、西間切(西方・美名〈方)に分割された。また、 が西間切に組み込まれた。各間切には間切役場が、方の下に は島役人の長である与人が配置され方役所が設置された。(出 典)松下志郎編『南西諸島史料 第三巻』

四月に寺社奉行、町奉行、御勘定奉行の三奉行に示した「公(二四) 八代将軍吉宗自らが編纂し、正式には寛保二年(一七四二)

事方御定書」の下巻の「律」をいう。当時は秘密法であり、

であるか今日でも判明していない状況である。大別して「百に巷間に伝わって今日に及んでいるために、どれが「正本なかったといわれる。従って条文の多くは写本として秘密裏三奉行と京都所司代及び大坂城代以外は目にすることが出来

箇条本」、「百三箇条本」、「第三系統本」の三つが伝わってお

今もって研究途上の段階である。(出典) 奥野彦六著『定

負わせる近世の農民統治システムのことをいう。流人受け入(二五) 年貢、緒役の納入や領主法令の順守などを、村単位で請け

本御定書研究』

(酒井書店、一九六八年

大島七間切の一。

薩摩藩治世下奄美大島は一間切―二方で

れる

るが、おそらく「公儀流人」であることは間違いないと思わ

筆弓削政已 『大和村誌』 (大和村、二〇一〇年

『大島要文集』では、

虎蔵の身分について表記が脱落してい

弁天見廻なども置かれた。(出典) 大和村誌編集委員会編・主

其の外に役目に応じて火消見廻方、御蔵配、

牢屋番

生かしておくことが義務付けられていた。 (出典)大隈三れの場合でも原則村割であり、或いは預り村の責任において

八頁

好著

『伊豆七島流人史』(雄山閣、一九七四年

- 三七 三六 牧赤報 を受け学問の興隆に尽くした。かねてより御牧直斉の子、御 中 に立ち寄った機会に藩学の教授として迎えることとした。 文政六年(一八二三)五月、赤報が九州歴遊の途中佐土原藩 化一三年(一八一六)忠持の跡を襲封した忠徹も前藩主の志 井上友蔵らを門人として遊学させ帰藩後藩校講師とした。文 とに努めた。初め大坂の御牧直斉の塾に藩士の籾木剛一郎や 在した)が琉球に訪れた際、薩摩藩役人は首里城内において 顕することは対明貿易の破綻につながる可能性があり避けな 対明貿易の利益確保であった。琉球侵略の事実が中国側に露 薩摩藩の琉球侵略の大きな目的は奄美五島の割譲と琉球の 佐土原藩主忠持は学問を好み藩内で学問の気風を高めるこ ・国の使者の目に入らぬように演技をするなどしたのであ ·ればならなかったのである。それでなにをやったかという 中国からの柵封使(約六百人が一年間にわたり首里に滞 (出典) 喜山荘一著『奄美自立論』(南方新社、二〇〇九年 (通称重次郎、諱は篤好) の招聘を願っていたところ
 - (二九) 延享二年(一七四五)に始まる。年貢を米の債務奴隷ヤン米三合六勺であった。(出典)名越護著『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(南方新社、二○○六年)
 - (三〇) 薩摩藩の危機的財政立て直しのため、調所笑左衛門らが強行した。道の島三島(奄美大島・喜界島・徳之島)の砂糖を依なくされるなどの「砂糖地獄」が出現した。第二次専売制実施、天保元年(一八三〇)~明治五年(一八七二)(出典) 名越護著『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(南方新社、二〇〇六年) 名越護著『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(南方新社、二〇〇六年) 名越護著『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(南方新社、二〇〇六年) 名越護著『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(三一) 元薩摩藩士。初代鹿児島県令。文政八年(一八二五)生。
 - 用治一○年(一八七七)の西南戦争において反政府軍(吉知られる。(出典)国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(吉知られる。(出典)国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(吉知られる。(一八七七)の西南戦争において反政府軍(西郷明治一○年(一八七七)の西南戦争において反政府軍(西郷

(二八) 『宮崎県史

史料編

近世6』二三三頁・『喜界町誌』二五

『宮崎県史

近世下

文献資料一覧(本文中に記載されなかったもの)

一般図書関係

磯部欣三 『近世佐渡の流人』 文芸懇話会、一九六九年

近藤富蔵 『八丈実記第四巻』 緑地社、一九七五年

名瀬市史編纂委員会編

近藤泰成

『隠岐・流人の島』 いづみ書房、一九六一年

『奄美史談・徳之島事情|

松下志郎編『近世奄美の支配と社会』 南方新社、一九八三年『奄美史談・徳之島事情』 名瀬市、一九六四年

県史関係

鹿児島県社会科教育研究会高等学校歴史部会

『鹿児島県の歴史』 県歴史研究会、一九六四年

鹿児島県歴史資料センター黎明館編

史資料センター黎明館編『島津斉彬公史料第第四巻』 鹿児島県、一九八四年

鹿児島県歴史資料センター黎明館編

『島津斉宣・斉興公史料』 鹿児島県、一九八五年の資業もころ「秀明食料

市町村誌関係

『笠利町誌』 笠利町、 一九七三年

『改訂名瀬市誌(1・2巻・歴史編)』 名瀬市、一九

九六年

『伊仙町誌』 伊仙町、一九七八年

『和泊町誌(歴史編)』 和泊町、一九八五年

『知名町誌』 知名町、一九八二年